

2020年10月16日

日本リテールファンド投資法人とMCUBS MidCity投資法人の間の吸収合併に係る
投資信託及び投資法人に関する法律第149条の6第1項に規定する書類の記載事項の変更(1)

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング
日本リテールファンド投資法人
執行役員 難波 修一

日本リテールファンド投資法人（以下「JRF」といいます。）が、MCUBS MidCity投資法人（以下「MMI」といい、JRFと併せて「両投資法人」といいます。）との合併につき備え置く、2020年10月8日付「日本リテールファンド投資法人とMCUBS MidCity投資法人の間の吸収合併に係る投資信託及び投資法人に関する法律第149条の6第1項に規定する書類」（以下「事前備置書面」といいます。）について、以下の事項に変更が生じたので、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）第149条の6第1項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）第194条第5号の定めに基づき、変更後の当該事項を記載した書面（以下「本書面」といいます。）を備え置くことといたします。

なお、下線は変更箇所を示すものとし、特に断らない限り、事前備置書面で定義された用語は、本書面においても同一の意味を有するものとします。

<変更前>

2. 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第194条第1号から第3号に掲げる事項の内容の概要

(3) 吸収合併存続法人に関する事項（投信法施行規則第194条第3号）

(i) 吸収合併存続法人において最終営業期間の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（投信法施行規則第194条第3号イ）

① 投資口の分割

JRFは、2020年8月28日開催の役員会において、以下のとおり本投資口分割を行うことについて決定しました。

ア 分割の目的

本合併は、JRFを吸収合併存続法人とする吸収合併方式によって行われるところ、本投資口分割考慮前の合併比率によりMMI投資口1口に対してJRFの投資口0.5口を割り当てる場合には、交付されるJRFの投資口の口数が1口未満となるMMIの投資主が多数生じることとなります。そのため、本合併後も、MMIの投資主がJRFの投資口を継続して保有することを可能とするべく、MMIの全ての投資主に対し1口以上のJRFの投資口を交付することを目的として、MMIの投資主に対する割当てに先立ち、JRFの投資口1口につき2口の割合による投資口の分割を行うこととしました。

イ 分割の方法

本合併の効力発生日の前日である2021年2月28日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主の所有する投資口を、1口につき2口の割合をもって分割します。本投資口分割は、本合併契約が解除され又は失効していないことを条件として、本合併の効力発生日である2021年3月1日において効力を生じるものとします。

② 資産の譲渡

JRFは、以下の資産を2020年3月2日付で譲渡しました。

物件名称：イトーヨーカドー錦町店

譲渡資産：不動産を信託する信託受益権 準共有持分40%

譲渡価格：5,800百万円

契約日：2019年5月29日

譲渡日：2020年3月2日

譲渡先：三菱商事都市開発株式会社

③ 自己投資口の取得及び消却

JRFは、2020年4月13日開催の役員会において、投信法第80条の5第2項の規定により読み替えて適用される同法第80条の2の規定に基づき、以下のとおり自己投資口取得に係る事項について決定し、また取得した全ての自己投資口を消却しました。

ア 自己投資口の取得を行う理由

新型コロナウイルスの感染拡大によりJRFの投資口価格が大きく下落する中、手許資金の状況、財務状況及びマーケット環境等を総合的に勘案した結果、自己投資口の取得及び消却により資本効率の向上等の投資主還元の実現を行うことが、投資主価値の向上につながると判断したことによります。

イ 自己投資口の取得に係る事項の内容

取得し得る投資口の総口数：25,000口（上限）

投資口の取得価額の総額：2,000,000,000円（上限）

取得期間：2020年4月14日から2020年6月5日まで

取得方法：証券会社との自己投資口取得に係る取引一任契約に基づく東京証券取引所における市場買付け

ウ 全取得期間における自己投資口の取得状況

取得した投資口の総口数：15,534口

投資口の取得価額の総額：1,999,863,487円

取得期間：2020年4月14日から2020年6月5日まで（約定ベース）

取得方法：証券会社との自己投資口取得に係る取引一任契約に基づく東京証券取引所における市場買付け

エ 自己投資口の消却

JRFは、投信法第80条第2項及び第4項の規定に基づき、取得した全ての自己投資口（消却前の発行済投資口の総口数に対する割合0.59%）を2020年8月18日付で消却しました。

④ 資産の取得

JRFは、以下の資産を2020年8月31日付で取得しました。

物件名称：Gビル天神西通り02（福岡県福岡市中央区大名一丁目12番64号所在）

取得資産：不動産を信託する信託受益権

取得価格：5,000百万円

契約日：2020年8月31日

取得日：2020年8月31日

取得先：非開示（注）

（注）名称の開示について、取得先から同意を得られていないため非開示としています。

- (4) 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続法人の債務の履行の見込みに関する事項（投信法施行規則第194条第4号）

両投資法人の最終の貸借対照表における資産の額、負債の額、及び純資産の額はそれぞれ下表のとおりであり、本合併が効力を生ずる日までに資産及び負債の額に重大な変動は生じない見込みです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
JRF (2020年2月29日現在)	899,888,084千円	464,590,063千円	435,298,021千円
MMI (2020年6月30日現在)	301,502,138千円	145,305,481千円	156,196,656千円

また、本合併後のJRFの収益状況について、本合併後のJRFの負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

以上より、本合併が効力を生ずる日以後におけるJRFの債務については、履行の見込みがあると判断しております。

<変更後>

2. 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第194条第1号から第3号に掲げる事項の内容の概要
- (3) 吸収合併存続法人に関する事項（投信法施行規則第194条第3号）

- (i) 吸収合併存続法人において最終営業期間の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（投信法施行規則第194条第3号イ）

JRFは、2020年10月16日開催の役員会において、2020年8月期（2020年3月1日から2020年8月31日まで）の営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書を承認しましたので、JRFの最終営業期間は、2020年2月期から2020年8月期に変更されました。変更後の最終営業期間の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象について、該当事項はありません。

- (4) 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続法人の債務の履行の見込みに関する事項（投信法施行規則第194条第4号）

両投資法人の最終の貸借対照表（なお、上記(3)(i)に記載のとおり、JRFの最終営業期間は、2020年2月期から2020年8月期に変更されました。）における資産の額、負債の額、及び純資産の額はそれぞれ下表のとおりであり、本合併が効力を生ずる日までに資産及び負債の額に重大な変動は生じない見込みです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
JRF (2020年8月31日現在)	903,461,761千円	469,736,468千円	433,725,292千円
MMI (2020年6月30日現在)	301,502,138千円	145,305,481千円	156,196,656千円

また、本合併後のJRFの収益状況について、本合併後のJRFの負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

以上より、本合併が効力を生ずる日以後におけるJRFの債務については、履行の見込みがあると判断しております。

以上